

脳血管系疾患等検査補助規程

(目的)

第1条 この規程は、古河電工健康保険組合(以下「組合」という)の被保険者及び被扶養者が脳血管系疾患等の検査を受けた費用を負担したとき、その費用の一部を補助することにより、脳卒中、脳梗塞等の疾患の早期発見、早期治療、並びに疾病予防に資することを目的とする。

(補助の範囲)

第2条 組合が補助する範囲は次のとおりとする。

医療機関を利用し、全額自己負担にて、別紙1の検査を行った場合。

(補助金の支給要件)

第3条 補助金の支給を受けようとする者は、受診時に被保険者及び被扶養者の資格を有していなければならない。

2 下記に該当した場合は、これを補助しない。

・当該年度の間ドック利用の際に、同様の検査補助を受けた。

(補助金の支給限度額および回数)

第4条 補助金の額は、第2条に基づき、受診者一人当たり、次の金額および支給回数を限度とし、実費相当額を支給するものとする。

1 上限 10千円

2 年度 1回

(支給申請手続)

第5条 補助金の支給申請は次のとおりとする。

1 被保険者、被扶養者が所定の申請用紙に、支払った費用の事実を証明する書類(原本)を添付し、申請するものとする。

2 補助金申請は、受診日の年度末(毎年3月の組合最終業務日)までに組合が受付けたものを有効とする。

附則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

附則

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

別紙 1

【補助対象検査項目】

脳血管系疾患等検査補助に係る検査項目は下記の通りとする。

頭部MRI・頭部MRA・頸部MRI・頸部MRA・頸部超音波

LOX-index